

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成二十七年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>特定非営利活動法人の名称</p>	<p>代表者の氏名</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>	<p>定款に記載された目的</p>	<p>定款変更の内容</p>	<p>申請のあった年月日</p>
<p>特定非営利活動法人中国キャリアコンサルタント研究会</p>	<p>沖野 和夫</p>	<p>広島県広島市中区富士見町一丁目六号エントール広島九一五号</p>	<p>この法人は、会員相互に研鑽を重ねることによってキャリアコンサルタントを高め、あらゆる求職者や在職者に対してメンタルヘルスやキャリアに関する教育、訓練、相談、調査、研究等の事業を行い、求職者や在職者自らのキャリアビジョンを踏まえた的確な職業選択やキャリアの開発又は雇用機会の拡充を支援する活動を行うことで健全な雇用環境の創出と社会経済への貢献をはかり、もって公益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>事務所の追加、特定非営利活動の種類及び事業の変更、法改正に伴う字句の変更</p>	<p>平成二十七年四月二十七日</p>